

平成 15 年 3 月

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る環境の保全上の見地  
からの意見に関する市の見解について

豊田市

環境事業団の見解書の閲覧に際し、住民の皆様には市の見解や対応について別紙のとおりお知らせします。

- ・ 平成 15 年 3 月 13 日、環境事業団から「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」第 11 条第 1 項に基づいて見解書が市へ提出されました。引き続き住民の方への周知の手続きがとられます。
- ・ よせられた住民意見の中には収集運搬、安全監視、協定といった内容もありました。このことについては、収集運搬体制づくりについては愛知県を中心に東海 4 県の関係自治体で、また、環境事業団との協定や安全監視委員会は本市が対応することとしております。

## 別紙

### 9. 収集運搬ルート

#### 9-1 搬入ルートは、固定なのか。そこはどこか。

- ・ 広域収集運搬体制づくりの調整をお願いしている愛知県とも相談して、処理施設への搬入ルートを決めていく方針です。
- ・ 現在の市の考えでは、工業専用地域内を通るルートでかつ人の通行がほとんどない市道広久手下細谷線（広久手町～鴻ノ巣町2の間）を予定しています。
- ・ 処理施設まで（正確には搬入ルート）の間の運行ルートについても、道路状況等を考慮して市内、県内、県外といった対象区分ごとに示していきたいと考えています。特に、県外からの搬入については、原則、東名高速道路を利用して、豊田インターから持ち込むルートを予定しています。

#### 9-2 搬入の時間帯は、どのようになるのか。朝夕の通学通勤の時間帯は、外すべきである。

#### 9-3 通勤、登下校の時間帯には、運搬を行わないなど配慮すること。

#### 9-4 収集運搬の車両と方法は、どのようなものか。

#### 9-5 収集運搬業者は決まっているのか。

- ・ 現在、国は PCB 廃棄物の収集運搬における安全性の確保、及び効率的な実施を実現するためにガイドラインを策定中で、PCB の取扱い、運搬する時の容器、運行管理、緊急時の対策、収集運搬業者の教育等についてまもなく示されると聞いています。
- ・ 基本的に収集運搬は、国が策定中のガイドラインに基づいて行うこととなりますが、更に広域収集運搬を安全で計画的に行っていくため、今後、愛知県を中心とした東海4県の関係自治体でつくる協議会で検討して広域収集運搬のルール、緊急時連絡体制など収集運搬体制づくりを行っていきます。
- ・ 朝夕の通勤通学時間帯での運搬については、このルールづくりの中で検討していきます。
- ・ また、収集運搬車両の装備、運搬容器などについても、国のガイドラインを踏まえて必要な措置を決めていく予定です。
- ・ 具体的な収集運搬業者は今の時点では決まっていません。収集運搬に関する情報についても、ルールづくりが進む段階で公開していきます。

#### 9-6 高速道路を含め、運搬ルート周辺の住民にも説明会を開催すべきである。

- ・ 今回、事業者が開催した説明会は、「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づいて行われたもので、PCB 処理施

設に係る関係地域を対象に行われました。関係地域については、周辺状況を鑑みて、施設周辺、高速道路からの搬入道路周辺、及び逢妻男川周辺の19自治区を関係自治区として設定しております。

- ・ 地元から市へ要望等があれば、自治区とも相談のうえ、説明会の開催などについて環境事業団と協議していきます。
- ・ また、市では説明会の状況など PCB 事業に係る情報を広く市民の方にもお伝えするため、随時市のホームページで公表しております。

9-7 PCB 廃棄物の大量輸送による事故及びその被害は、いつ発生してもおかしなくなく、地域住民は常にその危険にさらされている。

9-8 運搬に関しても事故防止策を徹底し、事故を未然に防ぐこと。

- ・ 9-2 から 9-5 の項でもお答えしていますが、現在、国で PCB 廃棄物の収集運搬に関するガイドラインを策定中で、収集運搬における、PCB 廃棄物の取扱い、運搬容器、運搬車両、従事者の教育訓練、緊急時の対応等について審議しております。
- ・ また、今後、東海 4 県の関係自治体でつくる協議会で広域収集運搬のルールや体制づくりを図り、安全で計画的な搬入を行っていきます。合わせて、環境事業団は施設への受入れ基準をつくり、安全確実な収集運搬事業者のみを受け入れていきます。
- ・ なお、環境事業団の試算では、1 日あたり 10 台程度の搬入が予定されております。

## 10. その他

10-2 環境事業団と市が締結する協定は、どのような項目になるのか。

- ・ 現時点では具体的に決まっておりませんが、安全性の確保や環境保全の観点から、安全対策、卒業判定、モニタリング、市への報告、情報公開などについて具体的に詰めていくことになろうかと思えます。
- ・ 協定内容についても公表していきます。

10-3 安全監視委員会の権限はどのようなものか。必要と判断したら施設の稼働を停止させることができるのか。

10-4 安全監視委員会への市民参加の方法はどのように行われるのか。メンバーに市民は入っているのか。

10-5 安全監視委員会は公募で選出すべきである。

10-6 安全監視委員会に市民を参加させ、常に市民が監視できる状況にしておくこと。

- ・ 現時点では具体的に決まっておりませんが、安全監視委員会では、環境事

業団等から運転状況やモニタリング結果について説明を受け状況確認するとともに、意見交換などを行っていく予定です。委員からは必要な説明を求めることもできます。また、必要に応じて処理施設等の視察なども考えています。

- ・ 基本的に、市は安全監視委員会からいただいた提言や意見等について充分処理事業に反映するよう、また、重要な指摘等については環境事業団又は収集運搬事業者に対して指導等を行っていきます。市の指導の中には、重大な事項に関しては施設の稼働停止の要請なども含まれると考えています。
- ・ 安全監視委員会への市民参加については、周辺自治区の代表者並びに公募による一般市民の参加をお願いしたいと考えておりますが、まだ具体的なことは決まっておりません。